

金だより
年 保険料の納付が困難なときは
だ 免除・猶予の申請を！
より

●申請免除制度

経済的に保険料の納付が困難な方が、本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、申請により保険料が免除される制度です。

- ・全額免除
- ・4分の1納付
- ・2分の1納付
- ・4分の3納付

●若年者納付猶予制度
 20歳代の方は、申請により本人および配偶者の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができません。

| | | | | | | |
|----------------------------|----------------------------|------|--------|--------|--------|-------|
| 未納 | 若年者納付猶予 | 全額免除 | 4分の1納付 | 2分の1納付 | 4分の3納付 | 保険料納付 |
| 年金額には反映されませんが受給資格にも算入されません | 年金額には反映されませんが受給資格にも算入されません | 6分の2 | 6分の3 | 6分の4 | 6分の5 | 全額 |

年金額

年金受給資格期間に算入されます

ます。

【申請および承認期間】

承認期間は7月から翌年6月までです。現在、承認を受けている方が引き続き申請をされる場合は、できる限り7月中に申請してください。

●退職（失業）による特例

免除は、申請年度または前年度に退職（失業）の事実がある場合に対象となります。申請の際は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

●承認を受けた期間は、未

納期間とは違い年金の受給資格期間に算入されず（一部納付（免除）は、一部の保険料を納付しないと未納になります）。

※老齢基礎年金の金額を計算するときには、上の図のとおり減額または反映されないことになっていきます。

※10年以内であれば追納することができ、年金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをおすすめしま

全額免除および一部納付の対象となる所得のめやす

| 世帯構成 | 全額免除 | 一部納付 | | |
|------------------|-------|--------|--------|--------|
| | | 1/4 納付 | 1/2 納付 | 3/4 納付 |
| 4人世帯 (夫婦・子2人) | 162万円 | 230万円 | 282万円 | 335万円 |
| 2人世帯 (夫婦のみ) | 92万円 | 142万円 | 195万円 | 247万円 |
| 単身世帯 | 57万円 | 93万円 | 141万円 | 189万円 |

す（3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に一定の加算額がかかります）。

学生の方には「学生納付特例制度」（今年度から在学予定期間の記入が必要になりました）がありますので、ご相談ください。

【申請・問い合わせ先】

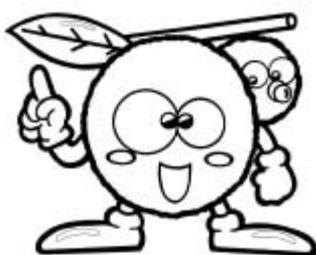
保険課 医療年金係
 ☎ 53 1 3 1 1 5

休日・時間外の
 年金相談（7月）

○7月は19時まで
 7月の平日は県内4つの社会保険事務所、受付時間を19時まで延長して年金相談を行っています。

○第2土曜日は年金相談日
 7月14日（土）は、県内4つの社会保険事務所、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

※年金相談には、本人確認ができるもの（免許証や保険証）、または、基礎年金番号がわかるものを持って相談に行かれることをおすすめします。





パソコン教室 受講生募集!!

「来て、見て、ふれて」楽しくパソコンを学びましょう!

| 番号 | コース名 | 講習予定日 | 曜日と時間 | 申込み締切日 | 講習会場 (定員) |
|----|---------|---|----------------------|--------------|---------------------------------|
| 1 | ワード応用編 | 8/6, 8/13, 8/20 8/27, 9/3, 9/10 | 毎週月曜日 19:00~21:00 | 7月20日 必着 | 市立中央公民館 (土佐山田町) (各コース20人) |
| 2 | エクセル応用編 | 8/8, 8/15, 8/22 8/29, 9/5, 9/12 | 毎週水曜日 19:00~21:00 | | |
| 3 | ワード応用編 | 9/20, 9/27, 10/4 10/11, 10/18, 10/25 | 毎週木曜日 19:00~21:00 | 8月28日 必着 | |
| 4 | 年賀状作成 | 11/5, 11/12, 11/19 11/26, 12/3, 12/10 | 毎週月曜日 19:00~21:00 | 10月23日 必着 | 基幹集落センター (香北町) (各コース20人) |
| 5 | 年賀状作成 | 11/16, 11/22, 11/30 12/7, 12/14, 12/21 | 毎週金曜日 19:00~21:00 | | |

【受講対象者】 20歳以上で香美市在住の方

【申込方法】 郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、性別、希望するコース番号をご記入のうえ、ハガキかFAXまたはメールでお知らせください。
※応募者多数の場合は締め切りの後抽選とし、抽選結果の発表は当選者に受講票の発送をもってかえさせていただきます。

【コース説明】 ・ワード応用編 = 文書作成がある程度できる方を対象に、文字の装飾、図やデジタルカメラから写真の挿入・編集方法やカレンダー・ポスターなどの作成方法を学習。

・エクセル応用編 = 文字入力がある程度できる方を対象に、家計簿や住所録の作成、関数を使った計算方法を学習。

・年賀状作成コース = ワード・エクセルを使い、住所録を作成し、宛名印刷、図の編集と挿入、デジタルカメラから写真の取り込みなど、オリジナル年賀状の作成方法を学習。

【申込・問い合わせ先】 市立中央公民館 ☎53-2214 FAX53-3904
メール kominkan@city.kami.kochi.jp



情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況を公表します

《期間 = 平成18年4月1日 ~ 平成19年3月31日》

◆情報公開制度◆

| 公開請求件数 | | 17件 | 市長…16件 教育委員会…1件 |
|--------|------|-----|--------------------|
| 処理状況 | 公開 | 8件 | |
| | 部分公開 | 5件 | 不服申し立て…1件 |
| | 非公開 | 2件 | |
| | 取り下げ | 0件 | |
| | 不受理 | 2件 | 不服申し立て…2件 |

◆個人情報保護制度◆

| | |
|-------------------|-------|
| 個人情報業務登録数 | 414業務 |
| 目的外(他課の情報を)利用した件数 | 156業務 |
| 外部への提供状況 | 155件 |

| | | |
|------------|----|----------------------------|
| 開示請求件数 | 6件 | (処理状況) 開示…6件、 非開示…0件 |
| 訂正・削除・中止請求 | 0件 | |
| 苦情・相談 | 0件 | |

※外部提供とは、市役所以外のものに個人情報を提供する場合をいいます。例えば、警察署や税務署などの官公庁や国保連合会への提供や金融機関へ口座振替の依頼を出す場合があります。

【問い合わせ先】 総務課 ☎53-3112